

令和8年度 第1回八幡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時：令和8年5月18日（月）14時00分～14時30分

場所：八幡市役所 会議室5-2

出席者：委員13名、地域包括支援センター職員4名(1名委員兼務)、事務局5名

議題：令和7年度八幡市地域包括支援センターの報告について

配布資料：資料①地域包括支援センターについて

議事内容

	令和7年度八幡市地域包括支援センターの報告について
委員長	それではただいまより令和8年度八幡市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。早速であります、議事に入らせていただきます。 事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは八幡市地域包括支援センター運営協議会についてご説明させていただきます。 本市におきましては、中学校圏域ごとに4ヶ所の地域包括支援センターを設置させていただいております。令和7年度の事業報告を各包括よりいただきますので、報告をお願いいたします。
梨の里	私も梨の里では、男山中学校校区を担当しており、ご承知の通りこの地区は石清水八幡宮の門前町として古くからある地域で、先祖代々続く家もあれば、新しく入ってこられた方もいらっしゃるような地域であり、男山中学校圏域だけではなく長町・樋ノ口地区といった久御山町と淀の入り組んだ飛び地も担当圏域になりまして、そちらも合わせますと高齢者人口につきましても、資料にある通り4包括の中でも2番目に高齢化率の高い地域になります。 近辺には市役所のなどの行政機関、鉄道、銀行、郵便局、スーパーといった生活に必要な機関も割とあるのではないかと思います。 令和7年度の相談件数については延べ713件、月にすると大体60件程度の地域高齢者からの相談を受け、都度対応しているところです。 相談内容は、介護サービス新規利用についてや、権利擁護・成年後見、虐待等での地域の方からの相談、地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの相談も受け付けているという状況となります。

やまばと	やまばとは圏域といたしまして男山第二中学校区を担当しております。この圏域は UR 団地と戸建て住宅が混在した圏域となっており、戸建て住宅は枚方市と隣接している地域もあることから、八幡市内だけでなく枚方市内の病院や商業施設を利用されている方も多い状況となっております。男山 UR 団地に関しましては、入居開始から 40 年以上経過しているという事もあり、(団地の) 設立と同時に入居された方々が同時にご高齢になられて独居高齢者や高齢夫婦世帯が増加し高齢化が進んでおる状況となっております。 戸建て住宅に関しましては、安居塚地域を中心として坂に面した所に建っている住宅もあり、また団地に関してはエレベーターが整備されていない棟もたくさんありまして加齢や病気発症とともに外出に支障がでており、それに伴う相談も多くなっている状況です。 令和 7 年度の総合相談件数は年間 600 件程度となっております。毎月予防のプラン数が 300 件ほどありまして、職員一人当たり 60 件ほど担当しながら日々の相談にも対応しております。 新規の相談内容の 8 割程度は介護保険サービスに関する内容となっており、本人・ご家族からの相談だけでなく地域の自治体や民生委員さん、UR 事務所からの相談もあるなど、その情報を共有しつつ相談内容によっては同行訪問して対応させていただいております。 最近の相談によっては、本人だけでなくご家族も障がいを抱えておられるなどあることや、家族関係・夫婦関係も多様化している中で複合的な課題が生じている件も入っておりますので、我々も今後関係機関と連携した対応が求められてくると感じております。
美杉会	美杉会の圏域は男山第三中学校区となっておりまして、男山団地の北地区・橋本・西山地区を担当しております。 圏域の特色としましては坂が多いという事と、4 包括の中でもっとも高齢者の人口、高齢化率が高いということが特徴です。 特に栗ヶ谷・拇尾にお住まいの方は坂道が多いので買い物や外出に苦勞するという特徴があります。 私どもの包括支援センター美杉会は男山病院の中に併設しており、ほかに居宅介護支援事業所や訪問看護・ヘルパー・デイケアがそろっています。地域包括支援センターは現在 5 名の職員体制で、要支援者のケアプランを

有智の郷	一人 60 件程度それぞれが担当しており合計では常に 300 件以上の対応をしながら総合相談や、権利擁護、虐待、認知症の支援等を行っております。 相談内容について、やはり多様化、様々な内容が多くなっており、包括の職員の対応の幅も広がってきているように感じております。 地域包括有智の郷は、八幡市の東部地区東地区を男山東中学校の圏域を担当させていただいております。 他の 3 包括と比べて平成 28 年設立ということで、市内で一番若い包括となっております。 男山東中学校の圏域というのは、JR 松井山手駅を最寄り駅としております欽明台・美濃山地区というニュータウン地域と、内里・戸津・上津屋・岩田・野尻などの旧農村地区を中心とする地域の 2 つに分かれております。非常に広域的なセンターでございます。 職員数は、現在管理者で社会福祉士をしております私と、看護師との 2 名体制でございます。 月間にしますと、50～60 件の給付管理をもっておりまして、そこに新規相談が大体年間 111 件という事ですので、月に合わせますと 10 件程度の新規相談が常にあるような状態です。 八幡市中心部の市役所までが、非常に交通の便が悪いという事もありますので、ご相談の多くは代行申請を含む新規申請・代行申請というようなかたちになっております。 ご相談の方も、ほぼ介護保険サービスのご利用にすることが大半を占めているような現状です。最近の相談の動向といたしまして、ニュータウンと言われる欽明台・美濃山地区にお住まいを構えられたお子様方が、遠方にいらっしゃるご両親を一時的もしくは永住的に引き取りたい、というご相談が 4 月だけでも数件寄せられているような状況で、他市町村の包括もしくは市町村とのやりとりの間に入らせていただくことが少し多くなってきていますので、今までと少し違う傾向だと捉えております。
委員	資料①の中で、3 番の相談件数のところですけども相談件数と内訳の合計が微妙に違うかなと思うのですが、これはどこにも該当しない「その他」

	みたいな相談事例があったような状況でしょうか。
事務局	権利擁護と成年後見で重複している部分等がありますので、その関係で件数が異なっているような状況です。
委員長	合わせて私からもうかがいますが、権利擁護の相談件数と成年後見の相談件数について、相談内容としてはどのような分け方になりますか。 「どうしたらいいでしょうか」というような相談が権利擁護でのカウントか、例えば具体的に第三者、或いは専門職・後見人を立てないといけな い、という状況とでは若干違うような気がします。 どのような分け方かご説明いただければと思います。
梨の里	資料の通り、成年後見という欄はあくまでも成年後見についてのご相談です。権利擁護については、例えば、ご自分で認知症などがあり、お金の管理がちょっと難しくなってきたとかいう、そういったようなところで後見人まではつなげなくてもよいというような、相談内容も含まれています。
委員長	ありがとうございます。今の制度的に言うと、選択肢としては最終的には、成年後見人についていただいて、ということになるのと、そこに至るまでの初期の段階であるとか、これからちょっと深刻なと思われるものも含めての権利擁護、ということですね。 その他、何か皆様から、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。
委員	虐待の傾向や状況についてどのようなものでしょうか。
美杉会	虐待の件数が上がっていますが、すべてが虐待認定という形で認定されているというわけではなく、そういった疑いも含めて、ご相談や報告があった場合に、市役所等の関係機関と連携を取りながら、事実確認などの対応をさせていただいたという件数になっており、実際この件数すべてがイコール虐待認定という事ではありません。
委員	いまの質問に絡めてですが、虐待に関しては、私どもの事業所（居宅介護支援事業所）も包括や市の方の助けを借りながら、以前だったら、報告する状況の前段階かなと思うような内容でも早めに報告させていただくよう

委員長	にしています。 勝手に判断をこちらでするのではなく、情報共有を早めにして早いうちに 対応できるようにさせていただいているので、この数字は、地域包括支援 センターと関係機関の間で細かいことも相談・報告ができる関係性が構築 できているという意味も含まれているものと感じます。 何よりも、早くキャッチしていただいて対応することによって虐待予防と いうようなものも重要になってくるのかなというふうに思います。 地域包括支援センターの運営につきましては、高齢者の皆様が住み慣れた 地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・医療などの相談窓口となって おります。 単身世帯や夫婦のみ世帯の増加や複雑な相談が増え、増加しております。 ますます地域包括支援センターの役割が求められることから、今後も定期 的に報告や協議をお願いしたいというふうに思います。 地域包括支援センターに関することで、他にご意見等ございますでしょ うか。 —なし— 無いようでしたら、八幡市地域包括支援センター運営協議会については終 了させていただきます。
------------	--